一般社団法人全国医学部長病院長会議 専門委員会等規則

(趣 旨)

第1条 一般社団法人全国医学部長病院長会議(以下「本会議」という。)における専門委員会、ワーキンググループ及び小委員会(以下「専門委員会等」という。)は、本会議定款第48条及び第49条に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専門委員会)

- 第2条 本会議の事業に関する事項を分担して調査研究するために、次の分野ごとに専門委員会を置く。
 - (1) 教育分野
 - (2) 研究分野
 - (3) 診療分野
 - (4) 管理·運営分野
 - (5) 前各号以外の分野

(専門委員会委員長)

- 第3条 各専門委員会に委員長を置く。
 - 2 委員長は、会員及び会員であった者の中から会長が推薦し、理事会の承認を得る。
 - 3 前項にかかわらず、理事会の決議により前項以外の者から委員長を選ぶことを妨げない。
 - 4 委員長は、会長が委嘱する。
 - 5 委員長の任期は、前項の委嘱を行った会長の在任期間と同一とする。
 - 6 任期満了または任期途中において委員長が変更する時は、会長が副会長及び当該委員 長の意見を考慮して候補者を推薦し、理事会の承認を得る。
 - 7 委員長は、各分担事項について会長の諮問に対し答申を行うよう当該専門委員会を運 営する。

(専門委員会組織)

- 第4条 専門委員会委員長は、会員の中から委員を選出する。
 - 2 前項のほか、次の各号に掲げる者を各専門委員会の委員とする。
 - (1) 本会議会長より推薦された会員が属する大学等の教職員
 - (2) 各専門委員会委員長より推薦された会員が属する大学等の教職員
 - (3) 各専門委員会の決議により調査研究推進に必要であるとして推薦された専門家及び 学識経験者
 - 3 前各項の委員は、会長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は、前項の委嘱を行った会長の在任期間と同一とする。

(ワーキンググループ及び小委員会)

第5条 各専門委員会は、その決議により各分担事項の調査研究の推進に必要と認めた場合 に、理事会の決議を経てワーキンググループ及び小委員会(以下「ワーキンググルー プ等」という。)を置くことができる。

(座長及び小委員会委員長)

- 第6条 ワーキンググループ等の長として、ワーキンググループに座長を置き、小委員会に 委員長を置く。
 - 2 前項の座長及び委員長(以下「ワーキンググループ等の長」という。)は、会長が候補 者を推薦し、理事会の承認を得る。
 - 3 ワーキンググループ等の長は、会長が委嘱する。
 - 4 ワーキンググループ等の長の任期は、前項の委嘱を行った会長の在任期間と同一とする。
 - 5 ワーキンググループ等の長は、各分担事項について会長の諮問に対し答申を行うよう 当該ワーキンググループ等を運営する。

(ワーキンググループ等組織)

- 第7条 ワーキンググループ等の長は、会員の中から構成員を選出する。
 - 2 前項のほか、次の各号に掲げる者を各ワーキンググループ等の構成員とする。
 - (1) 本会議会長より推薦された会員が属する大学等の教職員
 - (2) 各ワーキンググループ等の長より推薦された会員が属する大学等の教職員
 - (3) 各ワーキンググループ等の決議により調査研究推進に必要であるとして推薦された 専門家及び学識経験者
 - 3 前各項の委員は、会長が委嘱する。
 - 4 構成員の任期は、前項の委嘱を行った会長の在任期間と同一とする。

(専門委員会等の招集等)

- 第8条 専門委員会委員長及びワーキンググループ等の長(以下本条において「委員長」という。)は、必要に応じ専門委員会等を招集し、その議長となる。
 - 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員または構成員がその職務を代行する。

(議事)

第9条 専門委員会等は、それぞれ委員または構成員の2分の1以上の出席により成立し、 議事は、出席者の過半数を持って決する。可否同数の場合は、議長の決するところに よる。

(議事)

第10条 専門委員会等に関する事務は、本会議事務局が行う。

(その他)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経るものとする。

附則

本規則は、平成28年1月8日より施行するものとする。但し、第3条第2項については、 本規則施行時に現に存する専門委員会委員長には適用しない。